

報告2 地域生活支援拠点等整備事業について

障がい者の重度化・高齢化及び「親亡き後」に備えるとともに、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のための機能を整備し、地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的としています。

整備類型として下記「地域生活支援拠点等の機能」の5機能すべてを集約した多機能拠点整備型、また、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の2類型があり、本市では、現在33事業所が地域生活支援拠点として登録されています。

1. 地域生活支援拠点等の機能

機能	内容
相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障がい者を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

『木更津市地域生活支援拠点事業』

各障害福祉サービス事業所の登録状況

1. 意向確認調査結果(令和4年8月18日現在)

協力可能な事業所数	①相談	②緊急時の受け入れ	③体験の機会・場	④専門的人材の確保・養成	⑤地域の体制づくり
71	27	29	43	13	25

2. 個別説明後の意向状況(令和5年1月25日現在)

(1) 協力可能な事業所

事業所数	①相談	②緊急時の受け入れ	③体験の機会・場	④専門的人材の確保・養成	⑤地域の体制づくり
61	6	16	46	3	6

(2) 検討中(前向き)の事業所

事業所数	①相談	②緊急時の受け入れ	③体験の機会・場	④専門的人材の確保・養成	⑤地域の体制づくり
12	0	9	10	0	0

(3) 申請が期待できる事業所(=(1)+(2))

事業所数	①相談	②緊急時の受け入れ	③体験の機会・場	④専門的人材の確保・養成	⑤地域の体制づくり
73	6	25	56	3	6

(4) 登録済み事業所(令和5年7月3日現在)

事業所数	①相談	②緊急時の受け入れ	③体験の機会・場	④専門的人材の確保・養成	⑤地域の体制づくり
33	8	18	18	4	11